

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月十一日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第三号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（平成十六年仙台市人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(定義等)</p> <p>第二条  条例第十二条及びこの規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一  通勤  職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署（公署に支所、出張所、事業所その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。以下同じ。）との間を往復することをいう。</p> <p>二  交通機関  鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。</p> <p>2  条例第十二条に規定する場合の通勤距離は、職員の住居から勤務公署までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第三条  職員は、新たに条例第十二条第一項又は第五項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が別に定める様式の通勤届又は庶務事務システム（人事、給与等に係る申請等の事務処理を行うための情報処理システムをいう。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。条例第十二条第一項又は第五項に該当する職員が通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2  職員は、前項後段に規定する変更により条例第十二条第一項又は第五項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条  任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第十二条第一項又は第五項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>(支給範囲の特例)</p> <p>第五条  条例第十二条第一項各号及び第五項に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第六条  条例第十二条第二項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条  条例第十二条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署（公署に支所、出張所、事業所その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。以下同じ。）との間を往復することをいう。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>2  条例第十二条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自転車等の使用距離は、職員の住居から勤務公署までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第三条  職員は、新たに条例第十二条第一項又は第七項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が別に定める様式の通勤届又は庶務事務システム（人事、給与等に係る申請等の事務処理を行うための情報処理システムをいう。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。条例第十二条第一項又は第七項に該当する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>一  通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</p> <p>二  第十六条各号の職員たる要件を欠くに至った場合</p> <p>[削る]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条  任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第十六条各号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第十二条第一項又は第七項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>(支給範囲の特例)</p> <p>第五条  条例第十二条第一項各号及び第七項に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第六条  条例第十二条第二項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>

一 定期券を発行している交通機関等を利用する場合において、当該定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間 六箇月。ただし、支給単位期間の開始する月から三月又は九月までの期間が六箇月に満たない場合は、当該期間

二 前号に定める区間以外で交通機関等を利用する区間 一箇月

2 前項第一号に定める期間について、次の各号のいずれかに掲げる事由が当該期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 退職その他の離職をすること

[二～五 略]

(支給単位期間の開始月)

第七条 支給単位期間は、四月及び十月、第十五条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 法第二十八条第二項若しくは分限条例第一条の二の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第二条第一項若しくは派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、教特法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第八条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

(運賃等相当額)

第十条 条例第十二条第三項第一号に規定する運賃等相当額 (以下「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 第六条第一項第一号に掲げる区間 支給単位期間において、当該区間に係る定期券を通用期間の長い順に使用するものとして組み合わせた場合の定期券の価額の総額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの (以下「交替制勤務者等」という。) について、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

二 第六条第一項第二号に掲げる区間 当該区間に係る回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務者等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額と

一 定期券を発行している普通交通機関等（条例第十二条第四項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）又は新幹線鉄道等を利用する場合において、当該定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間 六箇月。ただし、支給単位期間の開始する月から三月又は九月までの期間が六箇月に満たない場合は、当該期間

二 前号に定める区間以外で普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用する区間 一箇月

2 前項第一号に定める期間について、次の各号のいずれかに掲げる事由が当該期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 退職その他の離職（職員が離職の日又はその翌日に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をすること

[二～五 略]

(支給単位期間の開始月)

第七条 支給単位期間は、四月及び十月、第十八条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 法第二十八条第二項若しくは分限条例第一条の二の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第二条第一項若しくは派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、教特法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合（第十九条第一項第三号において「派遣等となった場合」という。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第八条 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

(運賃等相当額)

第十条 条例第十二条第三項第一号に規定する運賃等相当額 (次項及び第十二条第二号において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 第六条第一項第一号に掲げる区間 支給単位期間において、当該区間に係る定期券を通用期間の長い順に使用するものとして組み合わせた場合の定期券の価額の総額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で一箇月当たりの平均通勤所要回数の少ないもの (次号において「交替制勤務者等」という。) について、この額が次号による額に当該区間において定期券を使用するものとした場合における支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、同号による額とする。

二 第六条第一項第二号に掲げる区間 当該区間に係る回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務者等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める

の均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第十一条 条例第十二条第三項第二号の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十六回以下である職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、当該職員の平均一箇月当たりの通勤所要回数が八回以下の場合にあっては五分の三、九回以上十二回以下の場合にあっては五分の二、十三回以上十六回以下の場合にあっては五分の一とする。

（併用者の区分及び支給額）

第十二条 条例第十二条第三項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第三項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等を使用する距離が片道一・五キロメートル以上である職員及びその距離が片道一・五キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第三項第一号及び第二号に定める額（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうちより長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第三項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額が同条第三項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 同項第二号に定める額

（交通の用具）

第十三条 条例第十二条第一項第二号に規定する「交通の用具」とは、自転車及び原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具とする。ただし、市の所有に属するもの又はこれに準ずるものを除く。

[新設]

[新設]

額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第十一条 条例第十二条第三項第二号の人事委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十六回以下である職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、当該職員の一箇月当たりの平均通勤所要回数が八回以下の場合にあっては五分の三、九回以上十二回以下の場合にあっては五分の二、十三回以上十六回以下の場合にあっては五分の一とする。

（併用者の区分及び支給額）

第十二条 条例第十二条第三項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第三項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道一・五キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道一・五キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第三項第一号及び第二号に定める額

二 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第三項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第三項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 同項第二号に定める額

（交通の用具）

第十三条 条例第十二条第一項第二号に規定する交通の用具は、自転車及び自動車その他の原動機付の交通用具とする。ただし、市の所有に属するもの又はこれに準ずるものを除く。

（条例第十二条第四項の人事委員会規則で定める職員）

第十四条 条例第十二条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員及び交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員とする。

一 特別急行列車以外の鉄道を利用した場合の通勤時間が一時間以上であり、かつ、特別急行列車を利用することにより通勤時間が往復で九十分以上短縮される職員

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年仙台市条例第六号)第四条第一項の規定により定める特別の形態によって勤務する必要のある職員で、高速自動車国道を利用しないものとした場合における通勤距離が四十二キロメートル以上であり、かつ、高速自動車国道を利用することにより通勤時間が三十分以上短縮されるもの

三 前号に掲げる職員以外の職員のうち、高速自動車国道を利用しないものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上であり、かつ、高速自動車国道を利用することにより通勤時間が三十分以上短縮されるもの

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十五条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、

[新設]

(支給日等)

**第十四条** 通勤手当は、支給単位期間（第三項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与に関する規則（昭和四十九年仙台市規則第四十五号）第三条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 [略]

3 条例第十二条第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして条例第十二条第三項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 当該通勤手当に係る支給単位期間のうちより長い支給単位期間

二 職員が条例第十二条第三項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 当該通勤手当に係る支給単位期間のうちより長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

**第十五条** 通勤手当の支給は、職員が新たに条例第十二条第一項又は第五項の職員たる要件を具備するに至った場合においては、その要件を

運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第九条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第十条の規定は、条例第十二条第四項第一号に規定する特別料金等相当額（第十七条第三項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第十条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(条例第十二条第五項の人事委員会規則で定める職員)

**第十六条** 条例第十二条第五項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（第十四条各号に該当する職員に限る。）で、通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものとする。

一 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の養育を行っている職員（当該子と同居している職員に限る。）

二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護のために当該父母の住居又はその近隣の住居に居住している職員で、当該住居から通勤するもの（当該父母の介護を行っている職員に限る。）

(支給日等)

**第十七条** 通勤手当は、支給単位期間（第三項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与に関する規則（昭和四十九年仙台市規則第四十五号）第三条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 [略]

3 条例第十二条第八項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第十二条第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十二条第三項第二号に定める額（第十二条第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十九条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が五万五千円（前条各号に掲げる職員にあっては、十五万円。第十九条第二項において同じ。）を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十二条第八項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

[削る]

[削る]

(支給の始期及び終期)

**第十八条** 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第十二条第一項又は第七項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属

具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(返納の事由及び額等)

**第十六条** 条例第十二条第七項の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十二条第一項若しくは**第五項**の職員たる要件を欠くに至った場合

二 [略]

三 法第二十八条第二項若しくは分限条例第一条の二の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第二条第一項若しくは派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、教特法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合（次号に定める場合を除く。）

四 [略]

2 条例第十二条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第十二条第一号に掲げる職員にあっては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十二条第三項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が五万五千元以下であった場合 前項第二号に掲げる事由が生じたときは当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千元を超えることとなる場合にあつては全ての交通機関等、人事委員会の定める場合にあつては人事委員会の定める交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じたときはその者の利用する全ての交通機関等につき、同項各号に掲げる事由が生じたときに使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額及び当該支給単位期間等において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額の合計額（以下「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千元を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 五万五千元に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十四条第三項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千元に事由発生月の翌月から同項各号に定める期間に係る

する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(返納の事由及び額等)

**第十九条** 条例第十二条第九項の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十二条第一項若しくは**第七項**の職員たる要件を欠くに至った場合

二 [略]

三 派遣等となった場合（次号に定める場合を除く。）

四 [略]

2 条例第十二条第九項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が五万五千元以下であった場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が五万五千元を超えることとなる場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等、人事委員会の定める場合にあつては人事委員会の定める交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、同項各号に掲げる事由が生じたときに使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額並びに当該支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額の合計額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が五万五千元を超えていた場合 五万五千元に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

[削る]

[削る]

最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

- 3 条例第十二条第七項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給できない場合）

**第十七条** 条例第十二条第一項又は第五項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

**第十八条** 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十二条第一項又は第五項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（日割りによる支給及び返納）

**第十九条** 条例第十二条第八項の人事委員会規則で定める事由は、第十六条第一項第三号に掲げる事由の発生（当該事由の発生した日が月の末日であるときを除く。）及び同号に掲げる事由の消滅（その後復職し、又は職務に復帰した日が月の初日であるときを除く。）とし、条例第十二条第八項の人事委員会規則で定める額は、当該事由の発生した日の属する月に係る通勤手当を日割りによって算出した額とする。

- 2 前項に規定する額を支給する場合は、第十六条第一項第三号に掲げる事由が消滅した日の属する月の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができないときは、その日の後に支給することができる。

- 3 第十六条第三項の規定は、職員に第一項に規定する額を返納させる場合について準用する。

（返納等に係る特例）

**第二十条** 人事委員会の定める場合であって、それに該当することとなる前に支給されていた通勤手当の額等によることが経済的かつ合理的であると人事委員会が認めるときは、第七条の規定にかかわらず、支給単位期間は新たに開始しないこととし、かつ、第十六条又は前条の規定にかかわらず、通勤手当を返納させず、又は支給しないこととすることができる。

（雑則）

**第二十一条** [略]

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

- 3 条例第十二条第九項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、人事委員会の定めるところにより事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給できない場合）

**第二十条** 条例第十二条第一項又は第七項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

**第二十一条** 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十二条第一項又は第七項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（日割りによる支給及び返納）

**第二十二条** 条例第十二条第十項の人事委員会規則で定める事由は、第十九条第一項第三号に掲げる事由の発生（当該事由の発生した日が月の末日であるときを除く。）及び同号に掲げる事由の消滅（その後復職し、又は職務に復帰した日が月の初日であるときを除く。）とし、条例第十二条第十項の人事委員会規則で定める額は、当該事由の発生した日の属する月に係る通勤手当を日割りによって算出した額とする。

- 2 前項に規定する額を支給する場合は、第十九条第一項第三号に掲げる事由が消滅した日の属する月の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができないときは、その日の後に支給することができる。

- 3 第十九条第三項の規定は、職員に第一項に規定する額を返納させる場合について準用する。

（返納等に係る特例）

**第二十三条** 人事委員会の定める場合であって、それに該当することとなる前に支給されていた通勤手当の額等によることが経済的かつ合理的であると人事委員会が認めるときは、第七条の規定にかかわらず、支給単位期間は新たに開始しないこととし、かつ、第十九条又は前条の規定にかかわらず、通勤手当を返納させず、又は支給しないこととすることができる。

（雑則）

**第二十四条** [略]

（人事委員会事務局審査給与課）